

相模原市農業委員会第23回会議議事録

開会日時 令和6年1月31日 午後1時30分

閉会日時 令和6年1月31日 午後2時55分

開催場所 市民会館3階 第1大会議室

出席委員 (印)

1	青木 齊		志村 佳男		八木 拓美
	齋藤 憲一		阿部 健		菱山 喜章
	加藤 正博		高橋 三行		藤村 達人
	渋谷 久夫		齋藤 孝之		天野 明
	斉藤 嘉之		山口 幸男		加藤 通一
	大塚 優子		大谷 健一		
	小林 康史		西東 邦雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (1番青木齊委員)

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議長

議席 7番

議席 16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
4	議案第 6 1 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
5	議案第 6 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
6	議案第 6 3 号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第 6 4 号	農用地利用集積計画の決定について
8	報告第 5 6 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
9	報告第 5 7 号	農地所有適格法人の報告について
1 0	報告第 5 8 号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
1 1	報告第 5 9 号	非農地証明書の発行について
1 2	報告第 6 0 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 3	報告第 6 1 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

その他 相模原市賃借料情報

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第23回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、1番青木齊委員より欠席の旨通告がございましたので報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、7番小林康史委員、16番菱山喜章委員を指名いたします。

本日の会議の傍聴者はございませんので、会議を続けていきます。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長、報告をお願いします。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和5年12月27日から令和6年1月30日までの主な会務につきまして、御報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係です。

1月17日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告11件となっております。

続きまして、市関係でございます。

12月27日、農業委員会第22回総会を行いまして、農業委員18名に出席いただいております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

1月12日、第226回都市計画審議会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、用途地域等見直し方針答申でございます。

1月15日、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会を行いまして、農地利用最適化推進委員9名、農業委員9名が出席しております。翌1月16日には津久井地区部会を行いまして、農地利用最適化推進委員9名、農業委員9名が出席しております。内容につきましては、いずれも令和6年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答についてほかでございます。

1月23日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

1月25日、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査、規制区域の指定に関する会議に伴う検討会議が行われまして、菱山主任が出席しております。内容につきましては、宅地造成及び特定盛土等工事規制区域についてでございます。

裏面を御覧ください。

2のその他、市関係でございます。

1月25日、26日、広島市東区総合福祉センターほかにおきまして、指定都市農業委員会連絡協議会が開催されまして、私、前田と田中主査が出席しております。内容につきましては、地域計画の区域内における農地転用の申請についてほかに関する会議、そして、視察研修でございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がありましたらお願いしたいのですが、その前に私から一つ、市関係の(2)の第226回都市計画審議会の件ですが、用途地

域等の見直しの答申であります。令和4年8月に市長から諮問を受けた内容の答申ということでこの日にされたわけですが、この中で直接的に関わりがあるのは、市街化区域の中に田園住居地域、そういう地域の設定についてどうなのかということがあったわけですが、市域の市街化区域の中に農地と住宅が共存する面積規模的なものがないのではないかと、それから、農業者、地権者の理解が得にくいのではないかとということもあり、また、全国的にもほとんど例がないです。北海道に一つあるということですが、あとはどこも、そういう指定の動きがありません。こうしたことから、本市では、ここでは指定しない。今後、法律なり政令なりが改正され、この動きが必要になったときに、また検討しようという内容で終わったところでございます。用途地域等の見直しの方針の中ではこういうことが明記されていたということでもありますので、御報告させていただきます。

ほかに、皆様方からありますでしょうか。

17番（藤村委員）

2つあるんですけども、教えていただきたいです。

まず一つは、2その他の(1)市関係の 指定都市農業委員会連絡協議会の内容の地域計画というのは何の地域計画ですか。

事務局（前田事務局長兼次長）

令和4年の5月だったかと思いますが、法改正が行われて、令和5年4月に施行されております。その内容といいますのが、10年後を見据えて、農地1筆ごとに、ここを誰が担っていくのかを書き込む目標地図を含んだ地域計画というものを策定する必要があります。その期限が令和7年3月末、あと残り1年程度です。策定主体はあくまでも市の農政課になりますが、その肝となる目標地図、この筆を誰が担っていくのか、そういった色塗りというんでしょうか、あるいは氏名を書き込んだ地図を市に素案として提出する、これが農業委員会の役割になっています。まず、地域計画をどのように作り込んでいくのか、今、市で鋭意検討中というところもありますので、また詳細が見えてきましたら皆さんにはお知らせしたいと思います。いずれにしても期限が令和7年3月末とありますが、ただ、それはゴールではなく、あくまでも認識としてはスタートラインといいますか、それを一つのベースにして、10年後に向けて、徐々に目標地図の精度、熟度を高めていくというようなイメージを持っております。

17番（藤村委員）

すみません、農地転用の申請というのは。

事務局（前田事務局長兼次長）

農地転用の申請に関しましては、転用許可の前に地域計画の変更をする必要があるとされています。

農地転用の手続上、地域計画の内容を変更した上でないと転用許可ができない、一部例外はありますけれども、基本的にはできないという建付けになっておりますので、少し手間が加わる形になります。

17番（藤村委員）

そういう虫食いみたいなのが起こってしまうと、計画自体が破綻するというようなことではないのですか。

事務局（前田事務局長兼次長）

この計画は、特に権利関係の義務づけを課すものではないです。そこまでの拘束力はありませぬので、あくまでも目標、誰が担うのかというところを地域の中で合意形成して、それに向けて取組を進めていく、農地をしっかりと守って保全していく、そういう位置づけになります。ですから、特段、権利関係を拘束するものではないです。

17番（藤村委員）

あともう一つ。1会議の（2）市関係の 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査に伴う検討会議の盛土関係について、南区だとギオンスタジアムの南側に古墳の様な不法な盛土があるのですが、そういうところは関係ないのですか。

事務局（前田事務局長兼次長）

この盛土の関係につきましては、熱海市で土石流がありました、それを機に、全国一律の基準で規制する必要があるだろうということで、昨年5月に、いわゆる盛土規制法という法が施行されております。その中で、一定の要件に該当する場合には手続が必要になってくるわけですけど、では、どの区域を対象にするかというところは都道府県とか政令市に任されておまして、その区域の指定に関して、今、庁内で検討を進めている段階です。まだ、この会議の中で結論は出ていませんけれども、おおむね津久井の一部とか、藤野一部もかかりますかね、一部を除いては基本的に規制区域の網をかける方向で進んでいるようです。その区域に指定されれば、盛土とかを行う際には手続、許可が必要になってくるという内容と承知しています。

議長（阿部会長）

藤村委員、よろしいですか。

17番（藤村委員）

南区とか、それから塩田もたしか畑の真ん中に盛土みたいなものが3つ4つあるんだけど、それはこれとは関係ないのですか。

事務局（前田事務局長兼次長）

この件とは関係ないです。

議長（阿部会長）

ほかに皆様方から御発言がありましたら、お願いします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程 2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

日程 3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長（阿部会長）

続いて、日程 2 「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」及び日程 3 「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」をいたします。

事務局に報告いたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、1月15日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（2）令和5年度農地利用状況調査結果に基づく取組について、B評価で作付されていない農地が多くあっても、借りたい人が多くないと、あっせんには結びつかないのではないかという意見がありました。また、大島の4反ほどのまとまった土地について、B評価で耕うん管理だけになっており、あっせんに向けた土地として候補に挙がりました。

また、議題（3）令和6年能登半島地震災害義援金については、互助会費から1人1,000円の義援金を集めることについて、出席者の賛同を得ました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

引き続きまして、1月16日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（2）令和5年度農地利用状況調査結果に基づく取組について、中山間地域では農地を借りたい人や耕作したい人が少なく、平らでいい条件の農地であればあっせんは可能かもしれないが、狭い農地などは利用できないとの意見がありました。また、B判定で条件がいい農地でも、所有者がすぐに返してもらえないか不安を持っていて、貸したがる状況もあるとの意見がありました。

また、議題（3）令和6年能登半島地震災害義援金については、互助会費から1人1,000円の義援金を集めることについて、出席者の賛同を得ました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

17番（藤村委員）

報告内容そのものではないのですが、議題（2）令和5年度農地利用状況調査結果に基づく取組についてでいろいろ意見が出されたということで、まず、議論が始まったということは、非常にすばらしいというか、結構、推進委員さんもいろいろな意見を出してくださって、活発に討論がなされていたので、なかなかいいなと思ったんですが、そのときに出された集計表、私、今手元にないんですが、A評価とかB評価のパーセントがあって、本庁地区は70%ぐらいの評価で、放置されている畑も結構見かけているよ

うに思えるのだけれども、それよりは数値はかなりいいので、意外と結構使われているなという気はしたのですが、津久井地域がたしか18%ということで、もちろん諸般の事情があって放置されている畑が多いということは理解できるのですが、この数字から、将来どのように見ていったらいいかということ、単純に数値や表を見せられるだけではなくて、どのように考えていったらいいかというのを少し議論したほうがいいのではないかという気はします。それについては全員協議会でもう1回、話題提供というか、議論を投げかけようと思うのですが、そのようなことを感じました。

以上です。

議長（阿部会長）

この件については、津久井地区部会、それぞれに情報交換もされながら、課題としては承知していることなのだろうとも思います。また、全員協議会の中で話が出せたらと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかに御発言はございませんか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、御発言がございませんので、以上で農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程4 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第61号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1003は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号4-1003は、申請人が所有する緑区川尻の農地、4筆、2,770㎡を仮設駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、申請地に近接する場所でカタクリの里事業を毎年行っており、来園者の仮設駐車場、内訳としましては、大型バスが5台、普通車が78台の合計83台分として一時転用するための申請です。一時転用の期間は令和6年6月15日までの約5か月間で、駐車場としての利用期間は3月上旬から4月中旬で、その後、農地復元をします。転用期間終了後は、カボチャ、マクワウリ、コスモスの作付を行う計画です。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、既存擁壁高さ20cmを使用するとともに、周囲に単管パイプ柵高さ1mを設置し、雨水については、木製チップ敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は広田小学校の南西約370mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-1003については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

14番（西東委員）

申請地は現在、御覧のとおり既に更地になっておりまして、申請者の経営する城山カタクリの里は神奈川の花の名所100選にも選ばれて、これからシーズン中は市内外のたくさんの方が見学に訪れるんですけれども、近くには適切な駐車場もありませんし、やむを得ない手続かと思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）
それでは、採決をさせていただきます。
議案第61号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）
挙手全員。
よって日程4議案第61号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5 議案第62号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-24から5-29及び5-1038から5-1039は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-24については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和6年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号5-24は、譲受人の大森産業株式会社が、譲渡人8名が所有する南区当麻の農地、8筆、4,807㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は砂利生産販売業を営んでおり、経営規模拡大により、現在使用している資材置場が手狭となったため、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、鋼板高さ60cmで土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は圏央道相模原愛川インターの南東約1,400mです。なお、本案件は神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

続きまして、收受番号5-25は、譲受人のミヤコ陸運株式会社が、譲渡人が所有する緑区大島の農地、1筆、1,284㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は運送業を営んでおり、現在借りている駐車場を返却するため、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、単管パイプ高さ1mの柵に鋼板高さ54cmを設置して土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は大沢まちづくりセンターの南西約480mです。

続きまして、收受番号5-26は、借受人の金子建設株式会社が、貸出人が所有する中央区上溝の農地、1筆、1,057㎡のうち1,059.89㎡の一部に賃借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。なお、今申し上げました全体の面積に対して、一部転用の面積のほうが大きくなっておりませんが、登記簿面積より実測面積のほうが実際には大きいため、このような転用面積となっております。ですので、転用する面積は実際の1,059.89㎡となります。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。

ださい。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、借受人は不動産業を営んでおり、運送業者からの要望を受け、駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリート擁壁及び新設コンクリートブロック2段で土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原消防署緑が丘分署の南西約470mです。

続きまして、收受番号5-27は、借受人の金子建設株式会社が、譲渡人が所有する中央区上溝の農地、1筆、242㎡の所有権移転をし、收受番号5-26と一体的に進入路及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は同じく4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由につきましても、收受番号5-26と同じですので省略させていただきます。隣接地への被害防除につきましては、三方を市道に囲まれた土地であるため、雨水対策としては、進入路部分については雨水浸透性のあるアスファルト舗装とし、駐車場部分は、写真の部分については地面を道路面まで土を削り、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原消防署緑が丘分署の南西約500mです。

続きまして、收受番号5-28は、譲受人の八千代水道株式会社が、譲渡人が所有する緑区上九沢の農地、1筆、1,709㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は水道工事業を営んでおり、現在使用している資材置場が手狭なため、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、鋼板高さ2mを設置して土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立大沢保育園の南側です。

続きまして、收受番号5-29は、借受人が、貸出人が所有する南区新磯野の農地、1筆、988㎡に賃借権を設定し、犬の訓練場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、借受人は犬の訓練士とともに犬のしつけをするための訓練場を開設するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、鋼板高さ30cmで土留めをするとともに、高さ1.8mのネット状のフェンスで囲い、雨水については、土のままによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草中学校の西隣です。

続きまして、收受番号5-1038は、譲受人が譲渡人の所有する緑区青野原の農地、1筆、364㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は個人事業者として林業を営んでおり、事業拡大に伴い、資材置場及び駐車場を確保するものです。土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリート擁壁高さ40cmから1.7mを活用し、丸太による高さ60cmの柵及び高さ43cm及び2mの鋼板で土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青野原診療所の南西約1,600mです。

続きまして、收受番号5-1039は、譲受人の有限会社緑禮園が、譲渡人が所有す

る緑区青野原の農地、1筆、150㎡の所有権移転を受け、駐車場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、駐車場を確保するものです。土地区画の明確化と、土留め策として、鋼板高さ50cmで土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青野原診療所の南西約1,450mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 24については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

1月28日に現地確認に行ってみりました。この場所は相模川堤防沿いでございまして、周辺はほとんどが転用されて、資材置場とか駐車場になっております。この場所も、現在はきれいに整地されておりますが、確認に行ったときは多少草が出ていたんですけれども、特に問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 25及び5 - 28については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番（山口委員）

まず、5 - 25です。1月28日に確認してまいりまして、ここについては以前から作付はしないけれども草はきれいに刈ってある場所で、周りには全く迷惑はかかっていない状況でした。そこが駐車場になるだけで、住環境、営農環境とも全く影響はないと思われまます。

続きまして、5 - 28です。こちらは1月26日に確認してまいりました。境もしっかりしていますし、南側は道路なので、転用するには全く問題ないと思います。ただ、北側が大沢保育園で、そちらに万能鋼板を立てるということで、これは間違いなく園庭が日影になるなど。だから、ここを金網にしたらどうかなども思ったんですけれども、保育園なので、下手に金網にすると子供がよじ登るのではないかというので、むしろ鋼板で見えないようにするのは正解かなと。保育園の子供にちょっと配慮していただいて、鋼板に絵を描かせるとか、そういう工夫を業者さんに指導していただきたいなと思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 26及び5 - 27については、中央区担当、小林康史委員、お願いします。

7番（小林委員）

1月27日に現地を確認してまいりました。きれいに整地してある状態です。案内図を見てほしいんですけれども、5 - 26の横に宅地があるのですが、ここを一体として駐車場に使う予定です。区画もはっきりしていますし、また、ここは駐車場に進入する

のに、5 - 27の三角形の細いのと宅地の間に私道があるんですけども、この道は砂利敷きで幅が3mぐらいしかないので、車を入れるのは大変だということで、5 - 27の三角形の中心ぐらいから出入口を設けて、トラック等の駐車場にする計画です。特に問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 29については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いします。

5番（斉藤委員）

現地調査に行ってきました。この周りは資材置場などに転用ばかりで、以前、ここは耕作していなかった場所なので、きれいになれば、それにこしたことはないと思います。問題ないと思います。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1038及び5 - 1039については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

收受番号5 - 1038は、事務局の説明のとおり、何ら問題はないと思いますけど、地図を見てもらうと、国道のバイパスの歩道と歩道の間が1mちょっと高いです。写真だと上の部分が芝生になっていますけど、国道と平らなところと1m以上の差があるので、歩道と歩道の間から5mぐらいすき取りをして、そこから上がって、その上で作業する予定でいるらしいです。何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

收受番号5 - 1039は、事務局の説明のとおり、国道413号のバイパスに面していますので、何ら問題ないと思います。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

19番（加藤通一委員）

收受番号5 - 24ですけど、先ほど志村委員から、周りが結構転用されているというお話だったんですけど、この地図から見ると、周りが転用されている感じは、自分ではそのように取れなかったんですね。これだけまとまった農地ですし、耕地整理した後のところで、これが保全できないから、この会議にかかっているんですけど、周りの転用、この地図上で周りはどんな状況でしょう、教えてください。

事務局（伊藤所長）

案内図の写真の矢印方向を指している南北に伸びている道路がございますが、これの左側は、資材置場があり、右上にはトラックセンターということで駐車場があります。今回の申請地の今の道路の南側に下りていったところ、T字路になりますけれども、T字路から見て右側のところ、地図では表記されていませんが、ここについても車両置場ということで、昨年四、五月ぐらいに転用許可をいただいたところになります。申請地の右隣は過去に非農地ということで処理したところになります。この周辺は、現在、第2種農地という取扱いになっていまして、ここ二、三年で、近くに相模原愛川インターもあることですので、かなり転用が進んでいるような地域になっております。

以上です。

19番（加藤通一委員）

砂利生産販売を営んでおり、新たに資材置場を確保する、資材置場って砂利を積むということですか。砂利だとすると、私の感覚では、常に入替えがあって、4,000㎡以上も新たに必要なのかと思ってしまうのですが。

事務局（伊藤所長）

この事業者、案内図では説明しづらいのですが、ちょうど申請地の相模川を挟んで愛川側に、現在、資材置場といいますか、要は再生利用した砂利を生産しております。愛川側にも砂利置場があるんですけども、今までは1日当たり750立米を生産していたんですが、今後、その倍にしまして、1,500立米にしていく計画になっておりまして、当然、出来上がった製品は常に入れ替わりがあることは我々も想定しておりますけれども、生産量が増えて、既存のところでは追いつかないというので、新たに転用申請してきたということになります。

議長（阿部会長）

加藤委員、よろしいですか。

19番（加藤通一委員）

はい。

17番（藤村委員）

今の件で、この地図の2ページ目を見ていただくと、上のほうに右から左に4本線が入っているけど、これが水路で、そこから向こうの北側が水田地域で、たしか、まだ農振を外れていないです。それで、こちらがいつのまにか外れてしまって、私も広くていいところがこうなるのは非常に残念に思っているんですが、虫食い状態でやむなしというか、そんな感じですね。

以上です。

7番（小林委員）

すみません、聞き漏らしたんですけども、収受番号5 - 28の大沢保育園側の万能鋼板はどれくらいの高さですか。というのは、私、以前、ここを借りて畑で使用していたことがありまして、畑をやっていますと子供たちによく声をかけられたりして、あそこに鋼板を立てられると、かなり暗くなってしまうようなイメージがあるんですけど、そこを教えてください。

事務局（伊藤所長）

高さについては2mの鋼板を計画しております。事務局側としましても、隣接地が保育園で、道路の向かい側に中学校がありますので、それぞれ保育課と学務課にはその旨説明するようにということで、既に業者から各部署に状況を説明しております。

議長（阿部会長）

了解は得られたということですか。

事務局（伊藤所長）

説明及び了解を得られている状況です。

7番（小林委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

7番（小林委員）

はい。

12番（山口委員）

収受番号5 - 28の件で、保育園の子供について、私も気になりまして、業者さんは、役所の部署だけではなくて、保育園の関係者と直接コミュニケーションを取って、できれば子供と仲よくできるような対応をしてもらわないと、多分、問題が起こりそうな気がします。

以上です。

事務局（伊藤所長）

言葉が足りませんでした。保育園にも話はさせております。

議長（阿部会長）

了解も取れていますか。

事務局（伊藤所長）

はい、了解も取れています。

17番（藤村委員）

今の件で、高さが2mですよね。最近、資材が結構盗まれるので、大体3mだね。それから、うちの近くは農地も何もなくて雑種地だったものだから、5mなんていうのを平気でやって、その点、全員協議会で話題を出そうと思うのですが。

以上です。

議長（阿部会長）

ほかによろしいですか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第62号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第62号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 6 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 6 議案第 6 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、8 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 6 3 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 5 - 1 1 0 1 から 5 - 1 1 0 5 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 1 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、9 ページから 1 3 ページを御覧ください。

整理番号 5 - 1 1 0 1 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。利用権を受ける者のいる農園株式会社は、栃木県益子町の農地所有適格法人であり、津久井在来大豆を栽培するため、利用権の設定を受けるものです。案内図は 9 ページを御覧ください。契約期間は 4 年 1 1 か月、件数は 1 件で 2 2 筆、面積は 2 2, 5 3 7. 0 6 m²でございます。

続きまして、整理番号 5 - 1 1 0 2 は、経営規模拡大のため、新たに利用権設定をするものです。案内図は 1 0 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 1 1 か月、件数は 1 件で、1 筆、面積は 8 9 2 m²です。

続きまして、整理番号 5 - 1 1 0 3 から 5 - 1 1 0 5 は、経営規模拡大のため、新たに利用権設定をするものです。案内図は 1 1 ページを御覧ください。契約期間は 4 年 1 1 か月と 2 年 1 1 か月です。件数は 3 件、3 筆で、面積は合計 2, 4 6 6 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 6 3 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 6 議案第 6 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第64号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程7 議案第64号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第64号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-231は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受けの備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための権利設定をするものです。件数は1件で、1筆、面積は1,570㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第64号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7 議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。

**日程 8 報告第56号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明につ
いて**

日程 9 報告第57号 農地所有適格法人の報告について

**日程10 報告第58号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利
用状況の報告について**

日程11 報告第59号 非農地証明書の発行について

**日程12 報告第60号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告
について**

**日程13 報告第61号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告につ
いて**

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

事務局から補足説明はありますか。

事務局（伊藤所長）

2件ほど補足説明させていただきます。

それでは、19ページをお開きいただきたいと思います。

農地所有適格法人の報告の件でございますが、株式会社フジックという会社からの報告になります。この会社について補足説明させていただきますと、以前、株式会社相模ファームという会社がございました。実はこの会社も同じ所在地にありまして、フジックという会社は相模原市内では農業参入はしておらず、主に静岡県、具体的に言いますと沼津市とか伊豆市でかんきつ類の栽培をメインで行っていた会社ですが、その会社が株式会社相模ファームを令和4年12月に合併しましたときに、相模ファームが所有していた相模原市内の農地も合わせて所有権移転し、本拠地である相模原市に腰を据えた形になりまして、今回、農地所有適格法人の報告が提出されたということになります。

もう1件につきましては、同じく法人の報告で、23ページ、24ページのところです。合同会社Genuine Vineyardの報告ですけれども、令和4年に解除条件付で相模原市に農業参入した会社として、主にワイン用のブドウの栽培を行っております関係で、25ページにある収穫についてはゼロとなっています。ブドウは栽培を

始めて3年目から基本的には収穫できることとなっておりまして、苗木もまだ2年目であり、昨年の秋口に新規に3筆利用権設定をして、経営規模は拡大している最中でありますので、こちらの報告では収穫はゼロとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

皆さんから御発言がございましたら、質疑も含めてお願いします。

17番（藤村委員）

今の説明の20ページ目、デコボンとか甘夏とか温州ミカンとかお茶、これ、静岡のですね。相模原では何をやる気というか、その話はここには書かれていないということですか。

事務局（伊藤所長）

こちらには記載はありませんけれども、今までと同じように、大まかに言いますと露地野菜の栽培をして、事務所の所在地で主に販売しているという状況は変わりません。

以上です。

15番（八木委員）

同じく20ページですけれども、フジックさんの案件で、三、四年前から比べると、今年の報告図にも結構、売上高でかなり桁が違う額が挙がっているんですけども、何か理由というのは聞いていたりするんでしょうか。

事務局（伊藤所長）

3年前から1年前の数字は、前の相模ファームの単独の収益でして、今回の数字はフジックがかんきつ類の販売をしていたものが合算されていますので、金額は多くなっている状況でございます。

15番（八木委員）

ありがとうございます。

17番（藤村委員）

21ページの書類がよく分からないんだけど、上の名簿のところを取締役の議決権がゼロって、これ、何ですか。

事務局（伊藤所長）

上の2名は相模ファームの代表者と取締役の方でして、そちらの方が出資額を買われたということになるかと思えます。ですので、実際に代表取締役については、議決権はないという表示にはなっております。要は、いわゆる株です。代表取締役は持株は持っていないということになります。

17番（藤村委員）

頑張っていたきたいとは思いますが、仮に何かよからぬことをやったときには、責任者である代表取締役が罰せられる、だけど議決権はゼロだと。

事務局（伊藤所長）

おっしゃるとおりです。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程 8 報告第 5 6 号から日程 1 3 報告第 6 1 号を終わります。

その他

議長（阿部会長）

続いて、その他で、相模原市賃借料情報について、事務局から報告させます。

事務局（伊藤所長）

それでは、お手元にお配りしました相模原市賃借料情報について説明させていただきます。

農地法第52条及び全国農業会議所の賃借料情報提供の手引きにより、農業委員会において、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるように、地域の自主性を踏まえた賃借料情報を提供することとなっております。

これに伴って、毎年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料の水準について、田畑別に、平均額、最高額、最低額などについて公表するものとなっております。

この情報は、昨年1年間に実際に締結された賃貸借契約の賃借料を抽出し、全国農業会議所の手引きに従って整理を行ったものです。

まず、資料中ほどの1田（水稻）の部についてですが、今回は対象件数が5件に満たないため、公表には至らなかったものとなっております。なお、令和4年の取引については、そちらに記載があるように、金額的には、平均額が8,500円、最高額については12,600円、最低額は4,300円でした。これは10アール当たりの年額となっております。

続きまして、2の畑（普通畑）の部については、同じく平均額が7,800円、最高額は16,500円、最低額は3,000円となっております。

利用権の設定については、3年間の設定をしますので、今年のものについては、令和2年の契約を更新しているものが増えております。ちなみに、記載はないですが、令和2年の契約を更新しています。金額については、平均額が7,500円、最高額は13,300円、最低額は2,900円でした。

平均額については300円、最高額については3,200円、最低額は100円、それぞれ上がっている状況です。

これらの状況から、農地の賃借料については、画一的に上昇傾向や下降傾向があるものではなく、個別の農地の状況や土地所有者及び耕作者の考え方によるものであると考えております。

続きまして、資料の下段に記載しております注意事項について御説明します。

注意事項1につきましては、本市では農業会議や市農協の仲介の賃貸借の多くが一律㎡当たり5円となっております。10アール当たりで計算しますと5,000円です。本市ではこの契約が多くありますので、集計に入れてしまいますと、いわゆる相対での契約の目安として公表しますので、数字上、そこに結構、影響が出てまいりますので、農業会議や市農協の仲介の賃貸借のものについては集計からはじいてあります。

注意事項2についてですが、賃借料情報の信頼性を確保するため、全国農業会議所が出している手引きに従って、全賃貸借契約の平均の1.7倍を超えるもの、逆に0.3倍に満たないものは特殊取引として除外しております。知り合い同士であったり、借手が、

一部上場企業が経営している法人であると、賃料がかなり高めに設定されているケースも過去にはあったかと思えますけれども、そういったものについても除外しております。データの計算方法については様々な方法が考えられるところですが、本件については、平成24年4月に全国農業会議所が策定した手引きに従って整理することによって、全国的に共通の方法でデータを公表しているものです。

最後に注意事項3については、この金額はあくまでも目安として使っていただきたいと思っておりますので、実際の契約に際しては、当事者間で十分に話し合いをして決めていただくものということで提示しております。

また、この情報の公開方法についてですが、農業委員会の窓口で閲覧でき、相模原市のホームページでも公開することで、広く情報提供を行う予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

いつからするのですか。

事務局（伊藤所長）

一応、2月の早い時期で、窓口の閲覧は2月1日、明日からと考えておりますけれども、ホームページは手続の関係で、ちょっとずれることがあります。もし聞かれましたら、そこに書かれている数字をお伝えいただいても構いませんので、その節は御協力をお願いしたいと思います。

議長（阿部会長）

賃借料の公表について説明がありました。皆様から御発言はございますでしょうか。

17番（藤村委員）

具体的に知りたいのは、原則として5円/m²は除いていますとか、こういった情報がある程度提供されたほうがいいのですが。

事務局（伊藤所長）

お手元の資料のまま、公表いたします。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございますか。

よろしいですね。

それでは、以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第24回総会は、令和6年2月29日、木曜日、午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第1大会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第23回総会を終了いたします。